

総長選考・監察会議（第7回）（書面審議）

令和6（2024）年10月1日（火）～10月2日（水）

議 題

運営方針委員の任期について

配付資料

東京大学運営方針委員の任期に関する規則（案）

参考資料

1. 東京大学運営方針会議規則（R6.9.26 制定、R6.10.1 施行）
2. 運営方針会議検討 TF における検討状況の概要

東京大学運営方針委員の任期に関する規則（案）（令和 年 月 日東大規則 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京大学運営方針会議規則（令和 年 月 日東大規則第 号）（以下「運営方針会議規則」という。）第3条の規定に基づき、国立大学法人東京大学の運営方針委員（以下「委員」という。）の任期に関し必要な事項を定める。

（任期）

第2条 委員の任期は2年とし、総長による再任を妨げない。ただし、通算して8年を超えて在任することはできず、再任の回数は、3回を上限とする。

第3条 前条の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（再任の特例）

第4条 運営方針会議規則第2条第1項第2号及び第3号の委員は、第2条ただし書きに規定する再任について、制限を設けない。

2 総長は、運営方針会議規則第2条第1項第5号に規定する委員の再任にあたっては、事前に教育研究評議会の意向を確認し、その意向を十分に尊重しなければならない。

（規則の改廃）

第5条 この規則の改廃は、東京大学総長選考・監察会議の審議を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は、令和6年10月3日から施行する。

2 第2条前段の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に任命される運営方針会議規則第2条第1項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

3 第2条前段の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に任命される運営方針会議規則第2条第1項第5号及び第6号に規定する委員のうち、総長が任命の際に指定するおおよそ半数の者の任期は、令和9年3月31日までとし、他の者の任期は、令和10年3月31日までとする。

東京大学運営方針会議規則

令和6年9月26日

役員会議決

東大規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）第5条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）が設置する東京大学運営方針会議（以下「運営方針会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営方針会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号から第6号までに掲げる者（以下「運営方針委員」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第21条の4第2項の定めるところにより同法第12条第6項に規定する者のうちから、東京大学運営方針委員の選考方針等について（令和 年 月 日役員会決定）に掲げる事項を踏まえ、当該各号の要件を満たす者を総長が任命する。

- (1) 総長
 - (2) 教学に関する学内資源配分を職務分担とする理事 1名
 - (3) 財務を職務分担とする理事 1名
 - (4) 理事のうちから、適切であると認める者 1名
 - (5) 東京大学の教職員（副学長、執行役及び大学法人の役員を兼務する者を除く。）のうちから、教育研究評議会の推薦に基づく者 3名
 - (6) 大学法人の役員又は職員でない者であって、大学に関し広く高い見識を有する者のうちから、適切であると認めるもの 7名
- 2 前項の任命にあたっては、総長は、総長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得なければならない。
 - 3 総長は、第1項第2号から第4号まで及び第6号に規定する運営方針委員の任命にあたっては、前項の協議に先立ち、経営協議会及び教育研究評議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 総長は、第1項第5号に規定する運営方針委員の任命については、教育研究評議会の推薦の意向を十分に尊重しなければならない。
 - 5 運営方針会議は、総長及び第1項第2号から第5号までの運営方針委員を学内委員とし、同項第6号の運営方針委員を学外委員とする。学内委員と学外委員は、各同数とする。
 - 6 次の各号に掲げる者は、運営方針委員となることができない。
 - (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(2) 総長選考・監察会議の委員

(3) 大学法人の総長経験者

(運営方針委員の任期)

第3条 運営方針委員の任期は、総長選考・監察会議の議を経て、別に定める。

(議長)

第4条 運営方針会議に議長を置き、運営方針委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、運営方針会議を招集し、会務を統括する。

(任務及び権限)

第5条 運営方針会議は、次の各号に掲げる事項（以下「運営方針事項」という。）を決議し、決定する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項

(2) 中期計画の作成又は変更に関する事項

(3) 法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第38条第1項の規定により提出する財務諸表の作成に関する事項

(4) 予算の作成に関する事項

(5) 準用通則法第38条第2項の規定により添付する事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項

2 運営方針会議は、大学法人の運営が前項により決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われているかどうかを監督し、適切に行われていないと認めるときは、総長に対し、大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 運営方針会議は、総長が法人法第17条第2項又は第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長選考・監察会議に報告しなければならない。

4 運営方針会議は、法人法第12条第6項の基準その他の総長の選考に関する事項について、総長選考・監察会議に対し、意見を申し出ることができる。ただし、その意見は、運営方針事項及び次項による国際卓越研究大学等体制強化計画を反映するためのものとし、具体的な総長候補者の提案は含まない。

5 運営方針会議は、国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関する事項を議決し、当該計画に関する業務の執行の状況を監督する。

(運営方針委員の解任)

第6条 総長は、運営方針委員が政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）となった場合は、当該運営方針委員を解任しなければならない。

2 総長は、運営方針委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該運営方針委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) その他運営方針委員たるに適しないと認められる場合

3 総長は、前項の規定により運営方針委員を解任するにあたり、あらかじめ総長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得るものとする。ただし、この場合において、第2条第1項第5号に規定する運営方針委員については、総長選考・監察会議との協議の前に教育研究評議会の意見を聴かなければならない。

(秘密保持義務)

第7条 運営方針委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第8条 運営方針会議の事務は、本部経営戦略課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営方針会議の議事の手続その他運営に必要な事項は、議長が運営方針会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

運営方針会議検討TFにおける検討状況の概要

I 検討の基本的視点

1. 本学の組織・運営の基本原則を踏まえた検討

(1) 東京大学憲章（2003年3月。以下「憲章」という。）

- 世界の公共性に奉仕する大学（前文）
- 学術・組織・運営の基本原則（第1条～第19条）
- 第20条（憲章の意義）「本憲章は、東京大学の組織・運営に関する基本原則であり、東京大学に関する法令の規定は、本憲章に基づいてこれを解釈し、運用するようにしなければならない。」

(2) UTokyo Compass（2021年9月）

- 自律的で創造的な大学モデル（「学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を通じて世界の公共性に奉仕する大学を支える基盤として、構成員の自律的かつ持続的な創造活動を拡大するための『大学ならではの経営モデル』」）の構築（目標0-1）
- 持続可能な組織体としての経営戦略の創出と大学の機能拡張（目標0-2）
- 大学が果たす役割についての支持と共感の増進（目標0-3）

(3) この間の検討経過

- 大学ファンド及び関連制度調査検討タスクフォース調査検討のまとめ（大学ファンド及び関連制度調査検討TF、2022年2月）
- 新しい大学モデルにおけるガバナンスの在り方について（新しい大学モデル構想会議ガバナンスTF、2023年1月。以下「『ガバナンスの在り方について』」という。）
- 国際卓越研究大学対応タスクフォース報告書（国際卓越研究大学対応TF、2024年3月）

I 検討の基本的視点

2. 検討の基礎に据えるべき視点

(1) 本学の基本理念・目標に整合的な制度設計

- 東京大学憲章は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ（同第1条）、もって「世界の公共性」に奉仕すること（同前文）を学術の基本目標と定めるとともに、組織の基本理念として大学の自治（同第10条）、運営の基本目標として公正で透明な意思決定（同第15条）を掲げる。さらに、UTokyo Compassは、本学構成員の自律的かつ持続的な創造活動を拡大するための「自律的で創造的な大学モデル」の構築を目標に掲げる（目標0-1）。
- 本学における運営方針会議の制度設計は、このような本学の基本理念・目標に照らして行うことが基本となる。

(2) 「対話」を通じた大学・学術と社会の好循環

- 本学の目標である「世界の公共性への奉仕」の実現を図るためには、本学の伝統である学問の自由と大学の自治を基盤に、世界基準の視野で本学の在り方を検討するべく、国内外の多様な関係者に情報を開示し、その声を聞きながら、「対話」を通じて、自律的で創造的な活動が持続的に行えるような仕組み作りを行うことが求められる（『ガバナンスの在り方について』）。
- 学問研究は、それを支える自治・自律を希求するとともに、社会に向けて自らを開き、人類社会が直面する地球規模の課題解決等を通じ社会に貢献すると同時に、科学技術が社会に及ぼす影響を真摯に受けとめ、社会との双方向的な対話を行う中で自らを発展させる。運営方針会議についても、学問研究の担い手である学内構成員が、憲章やUTokyo Compassが示す本学の理念・目標を共有し、ときに支援者となりときに建設的批判者となる学外者とともに、透明性のある運営を行い、学内外の理解を増進し、自律的な学問研究活動と社会の支持・支援との好循環サイクルを実現することに資する制度とする。
- 適切に設計され運営される運営方針会議は、社会の多様なステークホルダーに対して本学が説明責任を果たす場としても活用できる。

I 検討の基本的視点

(3) 大学の諸機関の全体的配置のなかでの適切な権限配分・分有

- 大学の諸機関は、上記学術の基本目標の適切かつ効果的な実現に向けて権限と責任を分有する関係にある。運営方針会議の制度設計に際しても、大学の他の諸機関（役員会、総長選考・監察会議、教育研究評議会、経営協議会など）の全体的配置の中で適切な権限配分とそれに即した組織・運営の在り方を考える。
- 国際卓越研究大学の認定に際しては国立大学法人法の規定及びその趣旨に反する要件が加重されることはないとの前提で検討する。

II 運営方針会議の基本的性質と在り方

1. 基本的な性質

- 法制上、運営方針会議には、執行のパートナーとしての機能及び執行に対する監督機能の両者が想定されている。両者を択一的に考えることはできないため、両者がそれぞれ適切に機能する制度設計をめざす。
- 運営方針事項に関する議案は総長が提出すること（法定事項）を前提に、学内諸会議の議論を経て総長が原案を作成し、最終的に運営方針会議で議決する全体の対話のプロセスの中に運営方針会議を位置づけ、それを通じて上記2つの機能の適切な実現を図る。

2. 基本的な在り方

(1) 理念・目標の共有

- 憲章をはじめとする本学の理念・目標の共有（選考方針等の策定により、委員の選考にあたり本学の理念・目標の共有を要件化）。

(2) 運営の在り方

- 運営が適切に行われるように規則・手続を整備。
- 権限に応じた適切な行為規範の設定（マイクロマネジメントへの不介入、国際卓越研究大学の関連事項における「体制強化計画の履行を担保する観点」の遵守、等）。
- 対話促進の基盤となる学外委員への情報提供、研修等の充実。

(3) 組織の在り方

- 大学の諸機関（役員会、総長選考・監察会議、教育研究評議会、経営協議会など）の全体的配置のなかで運営方針会議の組織・権限を検討。

III 個別の論点の方向性

1. 運営方針会議の権限

(1) 会議の権限・機能

- 運営方針会議の権限は、基本的に法定事項及び国際卓越研究大学に求められる要件に係る事項（中期目標・中期計画、予算・決算及び国際卓越研究大学体制強化計画に関する決議、決議にした内容に基づく執行の監督、総長選考に関する事項に関し総長選考・監察会議へ意見申出）に限定する。運営方針会議の決議する「予算」の具体的範囲は今後事務的に整理し、適宜役員会等で議論のうえ、総長が決定するものとする。
- 本学の長期的なビジョン及び戦略を議論する場として、当面は既に実績を積んでいる各種アドバイザリーボードの拡充・強化を図るほか、学内の多様な構成員の意見を聴く仕組みを一層整備する。
- 将来的には、運営方針会議の安定的運営が可能となった段階で、運営方針会議を長期的かつ世界的視野で本学の戦略やビジョンを議論する場とするなど、機能拡張を図ることが考えられる。

(2) 他の学内組織等（役員会、総長選考・監察会議、教育研究評議会、経営協議会など）との関係

- 役員会の議決事項との重複は避け、運営方針会議は日常の大学運営（マイクロマネジメント）には関与しない。
- 総長の選考・解任に関する権限は総長選考・監察会議に帰属することを前提に、運営方針会議の権限（学長の選考に関する意見、学長が解任事由に該当する場合の報告）を整理する。
- 運営方針会議は大学の中長期的な方針、経営協議会は比較的短期かつ具体的な経営課題に関する審議という役割分担。そのほか、経営協議会は学外委員の人材プールとしても活用。
- 総長選考に関する事項に関しての総長選考・監察会議への意見申出の内容は、選考基準・手続について、中期目標・中期計画等の運営方針事項を反映させる観点からの意見であり、総長の具体的候補者の提案を含まない。
- 教育研究の現場の声を反映させるため、教育研究評議会から選出されたメンバーを委員に加える。

III 個別の論点の方向性

1. 運営方針会議の権限

(3) 委員の責任

- 役員と同等の忠実義務及び損害賠償義務を負う。（法定事項）
- 当面は運営方針会議の権限を法定事項に限定することから、学外委員の業務は3月に1回以上開催される会議への参加およびこれに伴う事前の説明や意見聴取等となる。ただし、将来的に運営方針会議の機能拡張を行う場合は、それに伴い学外委員に求められる業務も追加されることが考えられる。
- 学外委員に係る契約や報酬の在り方、学内委員（役員及び部局長以外）への手当の在り方については、今後事務的に整理し、適宜役員会等で議論のうえ総長が決定するものとする。

III 個別の論点の方向性

2. 運営方針会議の組織

(1) 会議の規模

- 意思決定に係る機動性と構成の多様性の両方を考慮して決定する。
- 学内委員と学外委員を同数とする前提の下、委員数は14名とする。

(2) 委員の構成

- 学内委員と学外委員は同数とする。
- 学内委員は、総長、プロボスト相当の役員、CFO、その他役員1名に加え、教育研究評議会により選出された者（以下「評議会選出委員」という。）3名とする。
- ジェンダーバランス確保の観点から、委員における女性割合はおおよそ5割を目安とする。
- 国際的な視点の重要性を踏まえ、外国籍の委員を加えることを積極的に考える。その場合、運営方針会議の法定の権限を確実に実施することに支障がないよう会議への実質的参加を担保できる方策を講じる。
- 上記のほか、委員の世代や専門分野に関しても多様な構成となるよう配慮する。
- 評議会選出委員の被選出資格は、現評議員におけるジェンダーバランスの不均衡等に鑑み、多様な候補者の選出を可能とするため、現評議員（役員を除く）のほか、本学の現役教職員であって評議員経験者その他本学における大学運営に関し十分な経験及び知見を有する者も含むものとする。
- 評議会選出委員の選出にあたり、考慮すべき事項（ジェンダー、専門分野のバランスなど）をあらかじめ示すものとする。
- 過去に総長であった者及び現に総長選考・監察会議委員である者は、運営方針会議の委員になることはできないものとする。現に経営協議会学外委員である者が運営方針会議の学外委員となることを妨げない。

III 個別の論点の方向性

2. 運営方針会議の組織

(3) 委員の任期

- 任期は2年としたうえで、再任回数に一定の制限を設け、在任期間の上限を8年（再任最大3回）とする。
- 総長による役員への任命を制限しない観点から、役員のうちから役職指定により委員となる者（プロボスト相当の役員、CFO等）については、再任制限は設けないものとしつつ、役職交代等の場合は任期途中であっても委員を交代することを妨げない。
- 執行部からの独立性の担保の観点から、評議会選出委員が任期途中で大学の執行部構成員となった場合、原則として委員の地位を失うものとする。
- 委員の再任の有無の決定は原則として任命権者である総長が行うが、評議会選出委員の再任の有無の決定にあたっては、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くものとする。
- 議論の継続性を担保するため、委員の一斉交代を避ける仕組みを構築する。具体的には、運営方針会議立ち上げの際、任期の規定にかかわらず、学外委員及び評議会選出委員のうち半数の任期を2027年3月までとし、もう半数の任期を2028年3月までとする。

III 個別の論点の方向性

3. 委員の選考方針

(1) 委員のスキルマトリックス（求められる知識、能力、経験等）

- 大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関する知識、能力、経験を有する人材。（国際卓越研究大学基本方針）
- 上記を本学独自の観点から具体化するとともに、大学による社会貢献や大学に対する社会からの期待などに関する意見を取り入れる観点から、本学独自の項目として大学と社会との連携・協働に関する知識、能力、経験を有する人材を加える。
 - 教育研究活動：大学教員経験者
 - 国際化の推進：海外大学の学長等経験者、国際機関等における活動経験のある者
 - 国際研究協力の推進：大型国際研究プロジェクトのマネジメント経験者
 - 国内外の大学の経営：他大学の学長等経験者、経営協議会や評議員会等の委員経験者
 - 先端的な研究の動向：卓越した研究者、シンクタンク等経験者
 - 先端的な研究成果を活用した新事業創出の動向：大学発ベンチャー経験者、ベンチャーキャピタル関係者、民間企業の経営経験者
 - 大学に関する法律及び会計：関連分野研究者、法曹関係者、関係行政機関経験者、財務・会計の専門家、大組織におけるマネジメント経験者
 - 大学と社会との連携・協働：関係自治体の長その他地域社会の代表者、社会起業家、国際的NGO経験者
- 上記に加え、同窓生は本学にとって重要なステークホルダーであるという観点から、「本学卒業生の代表者」を含める。

III 個別の論点の方向性

➤ 4. 委員の解任

(1) 解任の要件、プロセス等

- 欠格条項（政府又は地方公共団体の職員である者）へ該当した場合、心身の故障により職務の遂行に堪えないと認められる場合、職務上の義務違反がある場合その他委員たるに適しないと認める場合において、総長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、総長が委員を解任する。（法定事項）
- 適切な相互牽制関係を制度的に担保する観点から、現行制度の総長の解任の申出の発議に準じて、教育研究評議会や経営協議会が委員の解任申出を発議できる仕組みを設ける。

III 個別の論点の方向性

5. 運営方針会議の運営

(1) 定足数、議決方法

- 総長は、総長の解任に係る事項及び総長選考に係る意見に関する事項の議事に加わることができない。
(法定事項)
- 上記議題において、総長以外の執行部が議事に加わることは妨げない。
- 教育研究評議会選出メンバーを委員に加えることによって、国際卓越研究大学の上乗せ要件とされる「執行部からの独立性（執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組み）」の条件はクリアされる。
- 学内委員と学外委員を半数ずつとすることで、国際卓越研究大学の上乗せ要件とされる「学内に対する客観性の担保（学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組み）」条件はクリアされる。
- 定足数は委員の2/3とし、議事は出席委員の過半数で決するものとする。
- 上記定足数及び議決要件の特例として、総長の解任に係る事項及び運営方針会議規則の改廃に係る事項の議案については、議決に必要な数を出席委員の2/3とする。
- 会議の場のみならず議案の準備段階において議論を尽くし合意形成を目指すことを前提とするが、そのうえで意見の対立等により運営方針会議として議決ができない状況となり、法令違反の状態が生じたときは、監事の助言・勧告等により調整を図ることに加え、総長及び運営方針委員双方の解任に関し一定の権限を持つ総長選考・監察会議が役割を果たすことが考えられる。

III 個別の論点の方向性

5. 運営方針会議の運営

(2) 議長の決定方法、権限等

- 議長は総長を除く委員の互選により定め、議長は運営方針会議を主宰する（法定事項）。
- 議長は会議を招集し、議事進行を行うとともに、中期目標・中期計画、予算・決算及び国際卓越研究大学体制強化計画に関する事項以外の議事に関し議案を提出する。
- 委員による表決を行う際、議長は表決権を持つものとする。
- 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、在任期間の上限は3年とする。
- 運営方針会議は執行に対する監督機能も持つことから、議長は学外委員が務めることが望ましい。その場合、議長を補佐するため、学内委員のうちから副議長を選出することが適当と考えられる。

(3) 会議の開催、公開等

- 会議は3月に1回以上開催し、運営方針事項に関する議案は、学長が運営方針会議に提出する（法定事項）。
- 適正な会議運営を担保する観点から、議事録の公開含め、透明性の確保が必要。具体的には、総長選考・監察会議と同様に、人事案件その他公開することが適当でないものと認められるものを除き、資料や議事要旨を公開するとともに、匿名化处理を施したうえで議事録をホームページ上に公開する。また、議事によっては一定範囲（委員以外の役員、教育研究評議会評議員、部局長など）の会議への陪席・傍聴を認めることも考えられる。
- 総長が運営方針会議に提出する議案を作成する過程において、若手を含む多様な構成員の意見を吸い上げることが重要。

III 個別の論点の方向性

6. 委員の選考方法

(1) 具体的な選考プロセス

- 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、総長が任命する。（法定事項）
- 総長選考・監察会議との協議に至るまでの具体的な選考プロセスとしては、以下の流れを想定。
 - ① 本TFにおける検討に基づき、委員の選考方針及びスキルマトリックスを制定
 - ② 総長は、①に基づき評議会選出委員以外の委員を選出するとともに、評議会選出委員の選出を教育研究評議会に対し依頼する
 - ③ ②により選出された委員について、科所長会議、教育研究評議会、経営協議会及び役員会にて審議
 - ④ 総長選考・監察会議と協議を経て、文部科学大臣の承認を申請
- 評議会選出委員の具体的な選出プロセスとして、教育研究評議会の下に「運営方針委員候補者推薦委員会」を設置し、同委員会において検討・選考の上、教育研究評議会において審議・決定することを想定。なお、評議会選出委員は執行部に対する一定の牽制機能を果たす役割も持つことを踏まえると、その選出にあたっては執行部が関与しないことが望ましいと考えられるため、選出に関する議題の際、総長は議事進行を執行部以外の評議員（前任の研究科長など）に委ね、執行部を除く評議員のみで審議・決定することが適当と考えられる。